

同居家族等がいる場合における訪問介護サービス及び介護予防訪問介護サービスの生活援助等の取扱いに関し、本書72頁1～5行目の記述

(2) 生活援助の取扱い

介護保険において生活援助は、利用者が家事を行うことが困難で一人暮らしの場合のみ給付される。よって、同居する介護者がいる場合は給付されない。いわゆる日中独居でも給付されない。家族が勤めに行っている留守中に、家族の代わりにヘルパーが掃除・洗濯をすることはおかしいということになる。

を下記のように変更いたします。

(2) 生活援助の取扱い

生活援助の取扱いについては、介護報酬算定基準が「利用者が一人暮らし、または同居家族がいてもその家族が障害・疾病等の事情がある場合のみ」とされていることから、「健康な同居家族がいる場合は、生活援助は算定できない」と解釈されることがある。そこから単に同居家族がいる場合、一律に生活援助は提供できないとされ、日中独居も同居家族がいることには変わらないため、生活援助は算定できないという機械的な判断をされることがある。しかし、この場合の同居家族とは、介護者という意味であると考えられる。たとえ健康な同居家族がいたとしても、介護をまったくしていない、あるいは仕事のためにしたくてもできない家族もいるわけで、利用者の立場から見れば、介護者がいない状態であり、一人暮らしの状況と何ら変わらない。その場合であれば、同居家族がいたとしても、利用者は必要な介護を受けられないのだから、サービスとして生活援助が必要と判断すべきだろう。よって、同居家族の有無だけで判断するのではなく、利用者にとって必要な介護を提供する介護者がいるかどうかという観点で判断すべきである。